

装技計第12383号
令和6年7月5日
一部改正
装技計第16159号
令和6年9月3日
一部改正
装技計第17529号
令和6年9月25日

防衛政策局長
整備計画局長
各幕僚長
情報本部長
防衛装備庁防衛技監
防衛装備庁長官官房各装備官
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁長官官房総務官 殿
防衛装備庁長官官房人事官
防衛装備庁長官官房会計官
防衛装備庁長官官房監察監査・評価官
防衛装備庁長官官房各装備開発官
防衛装備庁長官官房艦船設計官
防衛装備庁の各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

装備品等の研究開発の実施要領について（通達）

標記について、装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第37号）第25条の規定に基づき、別紙のとおり定め、令和6年7月12日から適用することとしたので通達する。

添付書類：別紙

装備品等の研究開発の実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、防衛装備庁における装備品等の研究開発を適切に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領における用語の定義は、装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第37号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 長官官房装備官等 防衛装備庁長官官房装備官、防衛装備庁の研究所長及び試験場長をいう。
- (2) 研究開発計画実施主体 装備品等の研究、装備品等の開発又は装備品等の研究開発に関連する管理すべき業務（以下「研究開発事業」という。）の計画若しくは実施を担当する防衛装備庁長官官房装備開発官、防衛装備庁長官官房艦船設計官、防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（次期戦闘機担当）、防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官、防衛装備庁技術戦略部技術戦略課、防衛装備庁技術戦略部技術計画官（以下「技術計画官」という。）、防衛装備庁技術戦略部技術振興官（以下「技術振興官」という。）並びに防衛装備庁の研究所及び試験場をいう。

(総則（訓令第1章関連）)

第3 訓令第2条第6号に規定する「重要な改善若しくは能力向上」とは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 改善又は能力向上のための相当な技術的困難性を有するもの
- (2) 改善又は能力向上後の装備品等の見積量産単価が旧装備品等の量産単価に比べ、同一時点換算において2割以上異なると見込まれるもの
- (3) 当該装備品等の機能又は運用に著しい影響を及ぼすと見込まれるもの

2 訓令第2条第7号に規定する「各自衛隊等が行う装備品等の軽易な改善及びその試験」とは、防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成27年防衛省訓令第32号）別表第1若しくは別表第2の研究開発事項又は情報業務の実施に関する訓令（令和6年防衛省訓令第291号）第22条に規定する年度業務計画に記載されるものとし、各自衛隊等が参考品を購入し、必要に応じてその改修を行う試験研究を含むものとする。

3 訓令第4条第1項第2号の規定を踏まえ、関係部署間における情報交換並びに文書の送達及び受領については、電子メール及び文書の電磁的記録媒体での送達等によるペーパーレス化を図り、業務の効率化に努めるものとする。

4 訓令第4条第1項第3号の規定によるライフサイクルを通じたリスク管理を踏まえた装備品等の研究開発の実施は、将来的な能力向上及び装備移転のニーズ並びに国際標準化による相互運用性の確保に柔軟に対応することを研究開発の初期の段階から考慮するものとする。

5 訓令第4条第1項第5号の規定による民間企業等の能力の積極的活用において、民間企業等による試作から試験までの一括実施などの調整に時間を要する施策においては、事業開始の直前ではなく中長期の見積りを行う早い段階から検討を行い、施策の実現に努めることとする。

6 訓令第4条第2項の規定により定められた研究開発評価の指針とは、防衛省研究開発評価指針について（防装庁（事）第14号。27.10.1）をいう。

7 長官官房装備官等は、各自衛隊等要求事業に関し、装備品等の研究開発に係る事業の構想から終了に至るまで防衛装備庁プロジェクト管理部長（以下「プロジェクト管理部長」という。）と密接に連携して事業を進めるものとする。

（防衛装備庁が実施する装備品等の研究開発（訓令第2章関連））

第4 訓令第6条第4項に規定する受託契約を締結する場合の契約書又は協定書は、別記様式第1によるものとする。また、別記様式第1第2条の試験研究費は、減価償却費、資材費、電気ガス水道費、施設維持費、事務費、人件費及び雑費の合計額とし、各費用の算定の基準は、防衛装備庁技術戦略部長（以下「技術戦略部長」という。）が防衛装備庁長官（以下「長官」という。）の承認を受けて定めるものとする。

2 長官は、毎年度、訓令第6条第4項に規定する受託試験研究の実施状況について防衛大臣に報告するものとするほか、受託試験研究の実施に関し必要な事項を別に定めるものとする。

（装備品等の研究開発の中長期見積り（訓令第3章関連））

第5 訓令第7条に規定する技術動向見積りは、技術戦略部長が、将来の科学技術の動向及び内外の諸情勢を踏まえ、装備品等の動向を分析の上作成し、長官の決裁を得て、防衛大臣に報告するとともに、各幕僚長等に通知するものとする。

2 訓令第8条第1項に規定する研究開発取得ロードマップ（以下単に「ロードマップ」という。）は、おおむね20年先までの装備の実現を想定した中長期の構想を踏まえ、おおむね10年間に実施することが見込まれる研究開発事業等を対象として、作成するものとする。

3 ロードマップの作成に当たっては、次の各号に定める事項に留意するものとする。

(1) 研究開発計画実施主体は、各自衛隊等からの装備品等研究依頼（訓令第10条に規定する装備品等研究依頼をいう。以下同じ。）等を踏まえ、ロードマップの対象期間中の研究開発取得ロードマップ基礎資料（ロードマップの作成の基となる、装備品等の研究開発（装備品等研究開発見積り（訓令第9条第3項に規定する装備品等研究開発見積りをいう。以下同じ。）を作成したものは除く。）ごとに作成される実施内容、技術的課題、目標機能・性能、期間及び経費等を体系的に分析した資料並びに研究用機械器具及び施設整備等の見積り（以下単に「基礎資料」という。）を、原則として別記様式第2により作成すること。

(2) 研究開発計画実施主体は、前号で作成した基礎資料を技術戦略部長に送付するとともに、その写しを関係のある部署に送付すること。また、基礎資料は適宜作成又は送付できるものとするが、翌年度に概算要求を予定している研究開発事業については、概算要求年度の前年度末日までを基準に送付すること。

(3) 技術戦略部長は、前号の規定により送付を受けた基礎資料のほか、各自衛隊等から提供される主要な量産取得事業及び参考品取得事業の情報、装備品等研究開発見積りを総合的に検討した上で、防衛装備庁、防衛政策局、整備計画局及び各自衛隊等の助言を受けてロードマップを作成し、長官の決裁を得て、必要な手続をとるとともに、関係のある部署に通知すること。

4 ロードマップは、獲得すべき能力及び機能ごとに分類した研究開発事業等を線表の形で示した見積り及び各研究開発事業等の概要から構成されるものとする。

- 5 技術戦略部長は、各幕僚長等の指定する者から、原則として別記様式第3により作成される装備品等研究開発見積依頼（訓令第9条第1項に規定する装備品等研究開発見積依頼をいう。以下同じ。）が提出された場合は、関係のある長官官房装備官等及びプロジェクト管理部長に通知するものとする。ただし、当該依頼は技術戦略部長が装備品等研究開発見積りを作成する期間（最長1年程度とし、長官官房装備官等と細部は調整する。）を見込んだ上で、所要の時期までに提出するものとする。
- 6 技術戦略部長は、前項の規定により依頼が提出された後に事情の変更その他の理由により内容が修正された当該依頼が各幕僚長等の指定する者から再度提出された場合には、関係のある長官官房装備官等及びプロジェクト管理部長に通知するものとする。
- 7 長官官房装備官等は、前2項の規定による技術戦略部長からの通知に対し、原則として別記様式第4により装備品等研究開発見積りの案を作成又は修正し、プロジェクト管理部長の了承を得た上で、技術戦略部長に通知するものとする。通知を受けた技術戦略部長は、これを踏まえ装備品等研究開発見積りを作成又は修正し、各幕僚長等の指定する者に提出するとともにプロジェクト管理部長に通知するものとする。
- 8 長官官房装備官等は、訓令第9条第5項に規定する長官が必要と認めた装備品等の研究開発に関し、原則として別記様式第4により装備品等研究開発見積りの案を作成し、プロジェクト管理部長の了承を得た上で、技術戦略部長に通知するものとする。通知を受けた技術戦略部長は、これを踏まえ装備品等研究開発見積りを作成し、各幕僚長等の指定する者に提出するとともにプロジェクト管理部長に通知するものとする。
- 9 長官官房装備官等は、前項の規定により見積りが提出された後に事情の変更その他の理由により当該見積りを修正する必要がある場合には、遅滞なく当該見積りの案を修正し、プロジェクト管理部長の了承を得た上で、技術戦略部長に通知するものとする。通知を受けた技術戦略部長は、これを踏まえ当該見積りを修正し、各幕僚長等の指定する者に提出するとともにプロジェクト管理部長に通知するものとする。
- 10 技術戦略部長は、各幕僚長等の指定する者から、原則として別記様式第5により作成される訓令第9条第6項に規定する装備品等研究開発要求が提出された場合は、関係のある長官官房装備官等及びプロジェクト管理部長に通知するものとする。
- 11 技術戦略部長は、前項の規定により要求が提出された後に装備品等の研究開発の進捗及び事情の変更その他の理由により内容が修正された当該要求が各幕僚長等の指定する者から再度提出された場合には、関係のある長官官房装備官等及びプロジェクト管理部長に通知するものとする。
- 12 防衛政策局長、整備計画局長及び統合幕僚長の訓令第9条第7項の規定による各幕僚長等に対する装備品等研究開発要求の提出の要請は、原則として別記様式第6によるものとする。
- 13 別記様式第3及び別記様式第5の「研究開発完了希望時期」は、原則として、技術試験完了希望時期、実用試験完了予定時期及び部隊への配備予定時期を区別し明記するものとする。
- 14 技術戦略部長は、各幕僚長等の指定する者から、原則として別記様式第7により作成される装備品等研究依頼が提出された場合は、関係のある長官官房装備

官等及びプロジェクト管理部長に通知するものとする。ただし、当該依頼は原則として毎年1月末日までに提出するものとする。

なお、当該依頼に関する業務処理を実施するために必要な事項は、技術戦略部長が別に定める。

- 1 5 技術戦略部長は、前項の規定により依頼が提出された後に事情の変更その他の理由により内容が修正された依頼が各幕僚長等の指定する者から再度提出された場合には、関係のある長官官房装備官等及びプロジェクト管理部長に通知するものとする。

(装備品等の研究開発の年度業務計画(訓令第4章関連))

- 第6 研究開発計画実施主体は、原則として、別記様式第8により研究開発事業ごとに訓令第11条に規定する年度業務計画の案(以下「年度業務計画案」という。)を作成又は修正するものとする。

なお、年度業務計画案に記載する成果を評価すべき時点(以下「評価時点」という。)には、基本設計の終了時点及び試験の終了時点(装備品等の開発にあっては技術試験の終了以降の時点)並びに訓令第18条第3項及び訓令第23条第2号の規定に該当する場合はその時点を含めるものとする。

- 2 研究開発計画実施主体は、年度業務計画案を作成又は修正した場合は、各自衛隊等要求事業にあってはプロジェクト管理部長の了承を得た上で、技術戦略部長に送付するものとする。

- 3 技術戦略部長は、前項の規定により送付を受けた年度業務計画案を踏まえ、年度業務計画を作成又は修正し、必要に応じて関係する各幕僚長等の指定する者、研究開発計画実施主体及びプロジェクト管理部長に通知するものとする。ただし、当該年度業務計画の研究開発事業がプロジェクト管理重点対象装備品等(装備品等のプロジェクト管理に関する訓令(平成27年防衛省訓令第36号。以下「プロジェクト管理訓令」という。)第2条第9号に掲げるプロジェクト管理重点対象装備品等をいう。以下同じ。)及び準重点管理対象装備品等(プロジェクト管理重点対象装備品等の取得マネジメントに準じた方法等による管理について(装普事第6271号。28.4.25。以下「準じた管理通達」という。)別紙の第2第1号に掲げる準重点管理対象装備品等をいう。)に該当する場合には、当該年度業務計画を取得戦略計画(プロジェクト管理訓令第2条第14号に掲げる取得戦略計画をいう。)及び取得計画(準じた管理通達別紙の第2第4号に掲げる取得計画をいう。)の策定又は見直しに反映させるものとする。

- 4 技術戦略部長は、試作に係る装備品等の研究開発(予算科目が(目細)試作品費又は(目細)開発試験費の装備品等の研究開発をいう。以下同じ。)に関する年度業務計画を作成し、又は重要な修正(訓令第22条第1項各号に該当する場合に実施する修正をいう。)を加えた場合は、長官に報告するものとする。

- 5 訓令第11条第3項の規定による概算要求の基礎となる資料の作成は、研究開発計画実施主体が必要に応じて各自衛隊等と調整した上で、原則として概算要求年度の前年度末までに、技術戦略部長に送付するものとし、送付を受けた技術戦略部長はプロジェクト管理部長に通知するものとする。

- 6 プロジェクト管理部長は、訓令第12条第3項の規定により年度業務計画の内容が通知された場合は、必要に応じて関係のある部署に通知するものとする。

(装備品等の研究開発の実施(訓令第5章関連))

- 第7 長官官房装備官等は、装備品等の研究開発の目的が、ライフサイクルにわたる性能、コスト及びスケジュールの管理を通じた我が国の実効的な防衛を可能と

する装備品等の取得であることを踏まえ、技術戦略部及びプロジェクト管理部から必要な協力を得つつ、技術審査（訓令第14条に規定する技術審査をいう。以下同じ。）及び第10項の規定により設置する研究開発グループにおける会議の結節のみならず、日常的に、契約相手方、運用者（運用者たる各自衛隊等をいう。以下同じ。）及び政策立案者（政策立案者たる整備計画局をいう。以下同じ。）等の関係者と緊密に連携し、運用上及び技術上の要求の未達成、研究開発総経費、見積量産単価の超過、ライフサイクルコストの増大及び研究開発完了時期の遅延等のリスクについて、早期に特定するものとする。

- 2 長官官房装備官等は、前項の規定により特定したリスクを関係者に早期に共有するとともに、性能の実現と予定されたコスト及びスケジュールの遵守がトレードオフの関係にあることを踏まえ、技術戦略部及びプロジェクト管理部から必要な協力を得つつ、リスクの分析及び適切な対策の特定を行うものとする。
- 3 長官官房装備官等は、契約の履行過程において、次の各号に掲げる事項を踏まえ、仕様の細部を確定するものとする。
 - (1) 試作品に求められる運用上及び技術上の要求を実現するために契約相手方が行う設計について、官側がその細部を逐一全て計算等により検証するものではないこと。
 - (2) 他方で、仕様の決定は官側の責任であることから、審査時点での研究開発成果、リスク管理の状況及びそれらの根拠となる情報の妥当性を検証し、装備品等の運用上及び技術上の要求の実現性を判断する必要があること。
 - (3) 同一の装備品等の研究開発において、複数の試作研究請負契約に分割される場合又は官側の責任で試験を行う場合、契約相手方のインセンティブは、最終的な装備品等の研究開発の成果物ではなく、分割された契約ごとの成果物に偏る場合があること。
- 4 長官官房装備官等は、前項の規定による仕様の細部の確定に向けて、技術戦略部及びプロジェクト管理部から必要な協力を得つつ、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 設計の細部の検討における前提条件等、運用上及び技術上の要求の実現性を判断するために必要な情報を収集及び確認するための契約相手方及び運用者との日常的なコミュニケーション
 - (2) 前号のコミュニケーションの中で確認した重要事項（重要な仕様の細部、性能、コスト及びスケジュールのトレードオフ等に影響するものをいう。）の文書化
 - (3) 個々の契約の成果物よりも、最終的な装備品等の研究開発の成果物における要求の実現を重視したリスク管理
- 5 長官官房装備官等は、装備品等の開発における試作研究請負契約において、技術戦略部及びプロジェクト管理部から必要な協力を得つつ、契約相手方に対し、開発総経費、見積平均量産単価、量産初度費を含むライフサイクルコスト及び開発完了までのスケジュールを試算させるものとし、試算のための条件に変更がない限り、その試算した指標の範囲内において開発を完了させるよう求めるものとする。ただし、契約相手方が開発総経費等を試算するに当たり必要となる情報は官側が適宜提供するものとし、官側による調達要求の仕様書の変更や予見し難い技術上の困難等の合理的と認められる原因により過分の費用が必要となった場合には、追加予算の確保や契約変更により、柔軟に対応するものとする。

なお、同一の装備品等の開発において、試作研究請負契約を複数に分割する場

合は、最初の試作研究請負契約において試算した指標について、後段の契約においても引用し、その範囲内において開発を完了するよう求めるものとする。

- 6 長官官房装備官等は、技術審査に責任を持つものとし、審査主任、審査副主任及び審査員を指名するものとする。ただし、審査の対象が各自衛隊等要求事業である場合には、プロジェクト管理部長の指名する者を審査副主任に含めることとするほか、必要に応じて審査員には運用及び契約等の専門家を加えることとする。
- 7 審査主任は、技術審査実施後、仕様の細部の概要、技術上及び運用上の要求を満足しつつ予定された経費（装備品等の開発にあつてはライフサイクルコストを含む。）の範囲内で必要とする時期までに装備品等の研究開発を完了する上でのリスク、リスクへの対処方針及び契約相手方との間で特に論点となった内容等について要約した報告書を原則として別記様式第9により作成するものとする。また、長官官房装備官等は、所要の決裁を経た上で、当該報告書を契約相手方に送付するものとする。
- 8 審査主任は、我が国の実効的な防衛を可能とする装備品等を運用者に提供するとの装備品等の研究開発の本旨に沿った実効的な技術審査とするため、技術審査に至るまでの間も、契約相手方はもとより、必要に応じて運用者及び政策立案者との密接な調整に努めるものとする。
- 9 技術審査の実施に当たっては、審査の回数を必要最小限にするとともに、各種審査の一括又は同時実施や書面審査の適用、Web会議システムの活用、提出書類の削減及びペーパーレス化などを積極的に進め、審査の効率化に努めるものとする。
- 10 長官官房装備官等は、第1項に規定する関係者との連携及び訓令第5条の規定による相互の密接な協力のため、必要に応じて研究開発事業ごとに、防衛省本省の内部部局、各自衛隊等及び防衛装備庁の関係者等で構成される研究開発グループを設置することができるものとする。
- 11 長官官房装備官等は、前項の規定により研究開発グループを設置した場合には、別記様式第10により当該グループの構成を、また、会議を開催した場合には、別記様式第11により特に論点となった事項等を要約した内容を、技術戦略部長、プロジェクト管理部長及び関係のある部署に通知するものとする。
- 12 訓令第15条の規定による装備品等の研究開発に係る試験は、コスト及びスケジュールに係る適切なリスク管理の観点を踏まえ、試験の規模及びリスク等を考慮しつつ、試験の適正性及び客観性が確保されると判断できる場合には、可能な限り第5項に規定する契約相手方等に実施させるよう努めるものとする。また、長官官房装備官等は、爆発、騒音、砂塵等の発生、電波の使用及び物件の落下等により、事前の許可並びに外部への影響が生じるおそれがある試験については、試験実施のリスクの分析評価など適切な支援を契約相手方等に求めることができる。
- 13 長官官房装備官は、自ら試験の計画を担当する場合には、次項に規定する試験細部計画書の作成に要する期間を考慮した適切な時期までに試験基本計画書を作成し、技術戦略部長、プロジェクト管理部長及び試験の実施を担当する研究所長又は試験場長に通知するものとする。

なお、第5項の契約相手方が作成した開発完了までのスケジュール及び技術審査の報告書等で特定されたリスク等を踏まえ、装備品等の開発を実施するものとする。
- 14 長官官房装備官等は、前項の規定により自ら作成した若しくは通知を受けた

試験基本計画書に基づき試験を実施する場合又は研究所若しくは試験場が計画を担当する試験（予算科目が（目細）試験研究費のもので危険を伴う作業を含まない試験を除く。）を実施する場合には、試験の実施内容のほか安全管理等を含む試験細部計画書を作成し、当該試験の４５日前までに、技術戦略部長、プロジェクト管理部長及び関係のある長官官房装備官等に通知するとともに、必要に応じてその写しを関係のある各自衛隊等に送付するものとする。

- １５ 技術戦略部長及びプロジェクト管理部長は、前項の規定により通知された試験細部計画書を検討の上、射撃試験など告示を要するものについては、必要な手続きをとるものとする。
- １６ 訓令第１６条の規定による報告は、研究開発計画実施主体が行うものとし、装備品等の研究開発の実施の過程において、試作品等の不具合等不測の事態が発生し、予定された性能、費用及びスケジュールに影響を及ぼす可能性が認められる場合は、直ちに行うものとする。
- １７ 前項の規定による報告は、原則として別記様式第１２により行うものとし、不測事態が発生した場合の第一報は、研究開発事業の実施を担当する研究開発計画実施主体が直ちに電話、ＦＡＸ又は電子メール等で、装備庁要求事業にあつては技術計画官又は技術振興官に、各自衛隊等要求事業にあつては防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（以下「事業監理官」という。）に速報するとともに、関係のある部署に通知する。また、第一報を受けた技術計画官、技術振興官又は事業監理官は、必要に応じて長官に速報するものとする。
- １８ 前項に規定する報告に加え、不測事態発生後の対策及び経過措置などの続報の報告は、原則として、研究開発計画実施主体が行うものとし、技術計画官、技術振興官又は事業監理官に報告した後に、関係のある部署に通知し、必要に応じて長官まで報告するものとする。
- １９ 不測事態の重要度及び緊急度に応じ、技術戦略部長又はプロジェクト管理部長が、配下の適切な課長級の者を長とする不測事態対応委員会を設置し、関係者間の緊密な連携に基づく対策の検討を促進させるものとする。

（装備品等の研究開発の報告（訓令第６章関連））

- 第８ 訓令第１７条第１項に規定する「装備品等の研究開発のうち、長官が必要と認めるもの」とは、試作に係る装備品等の研究開発とする。同条同項の規定による成果を報告する者は、研究開発事業の計画を担当する長官官房装備官等とし、原則として、年度業務計画に示された評価時点において成果報告を作成し、各自衛隊等要求事業にあつてはプロジェクト管理部長の了承を得た上で、技術戦略部長を通じて長官に報告するとともに必要に応じてプロジェクト管理部長に通知し、各自衛隊等要求事業のうち装備品等の研究に関する成果報告にあつては各幕僚長等の指定する者に通知するものとする。また、技術戦略部長は、訓令第１７条第２項の規定に基づき、装備品等の開発に関する成果報告の各幕僚長等への通知の手続きをとるものとする。
- ２ 前項の成果報告及び訓令第１８条第１項に規定する実用試験の結果についての報告は、原則として別記様式第１３により作成するものとする。
 - ３ 訓令第１８条第３項に規定する場合の報告は、原則として量産に着手する年度の前年度の６月末日までに行うものとする。
 - ４ 幕僚長等の指定する者は、訓令第１９条に規定する装備品等の研究改善に係る成果報告を別記様式第１３を参考に作成し、プロジェクト管理部長に通知するものとする。

- 5 訓令第20条第1項に規定する長官の指定する者は、研究開発事業の計画を担当する研究開発計画実施主体とし、事業管理報告を研究開発事業の開始年度から終了年度までの間毎年度、原則として別記様式第14により作成し、当該年度の翌年度の4月末日までに技術戦略部長に報告し、技術戦略部長はプロジェクト管理部長に通知するものとする。
- 6 技術戦略部長は、前項の規定による報告が予定された性能、費用及びスケジュールの変更等、今後の事業遂行に影響を及ぼす内容の場合には、長官に報告するものとする。
- 7 技術戦略部長は、第5項の規定による報告が各自衛隊等要求事業に関するもの場合には、各幕僚長等の指定する者に通知し、各幕僚長等の指定する者は、当該報告を装備品等研究開発要求の作成又は修正の資とするものとする。
- 8 各幕僚長等の指定する者は、実用試験及び装備品等の研究改善を実施した場合には、訓令第20条第4項の規定により、開始年度から終了年度までの間毎年度、その実施の概要及び成果について別記様式第14を参考に事業管理報告を作成し、プロジェクト管理部長に通知するものとする。
- 9 研究開発計画実施主体は、訓令第21条に規定する技術管理報告を、装備品等の研究開発における技術的課題の解明成果及び技術的な教訓事項等を技術継承等のために確実にまとめるものとし、原則として、事業が終了した際には当該報告を作成するものとする。
- 10 訓令第22条第1項に規定する「装備品等の研究開発のうち、長官が必要と認めるもの」とは、原則として試作に係る装備品等の研究開発とする。
(早期装備化を実現する装備品等の研究開発(訓令第7章関連))
- 第9 訓令第23条第1号に規定する運用実証型研究及びブロック化開発の実施及び手続等に係る細部事項は、技術戦略部長が別に定めるものとする。
- 2 訓令第23条第2号に規定する当該装備品等の研究開発で得られた成果、当該量産に対するリスクの分析評価及び対応策並びに研究開発成果の当該量産への反映要領に関する資料は、別記様式第13を参考に長官官房装備官等が作成し、プロジェクト管理部長の確認を得た上で長官の承認を得たものを各幕僚長等に通知するものとする。
- 3 訓令第23条第3号に規定する研究委託契約は、研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令(昭和48年防衛庁訓令第49号)第2条第1号に掲げる研究委託契約及び同条第2号に掲げる研究委託性のある請負契約とする。
(雑則(訓令第8章関連))
- 第10 この通達に定めるもののほか、装備品等の研究開発の実施に関する必要な細部事項は技術戦略部長が定め、装備品等の研究開発に係るプロジェクト管理に関する必要な細部事項はプロジェクト管理部長がそれぞれ定めるものとする。

別記様式第 1（第 4 第 1 項関係）

試験研究の受託に関する契約書

防衛装備庁長官（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、防衛装備庁受託試験研究規則（昭和 33 年総理府令第 28 号。以下「規則」という。）及び次の条項によって試験研究の受託に関する契約を締結する。

第 1 条 甲は、次の各号に掲げる試験研究を乙の委託により実施する。

- (1) 試験研究の題目
- (2) 試験研究の目的
- (3) 試験研究の内容
- (4) 試験研究の実施期間

第 2 条 試験研究費の予定額は_____円とする。

2 乙は、甲の発する納入告知書により前項の金額を納入するものとする。

第 3 条 甲が乙に対し規則第 5 条の規定に基づき受託試験研究を中止した旨通知した場合には、この契約は解約されたものとする。

2 前項の場合において、甲は、その解約により乙に生ずる一切の損害につきその責を免れるものとし、乙は、中止までに要した試験研究費を負担するものとする。

第 4 条 甲が規則第 6 条の規定に基づき納付を受けた試験研究費の予定額につき精算した場合において試験研究費に不足が生じたときは、乙は、その不足分を甲の発する納入告知書により納付するものとする。

2 前項の場合において過剰額があるときは、甲は、これを乙に返還するものとする。

第 5 条 乙は、別紙第 1 の試験研究用資材及び設備の提供その他必要な協力を行うものとする。

2 前項の協力に必要な物件の搬入及び撤去に要する費用は、乙が負担するものとする。

第 6 条 乙は、別紙第 2 の試験研究補助者を派遣するものとする。

第 7 条 甲は、受託試験研究を終了したとき又は受託試験研究を中止したときにおいて必要がある場合は、遅滞なくその旨を乙に通知するものとする。

第 8 条 乙は、甲が受託試験研究の結果を公表することに同意する。（しない。）

第 9 条 受託試験研究の業務を担当する甲の職員が当該試験研究業務について発明をしたことにより取得した特許を受ける権利又は特許権で国が承継したものについては、甲が適当と認めるときは、甲は、乙又は乙の指定する者に対しその実施を許諾することができるものとする。

2 前項の許諾をする場合の許諾の期間は、国が当該特許を受ける権利に係る特許権の登録を受けた日又は国が当該特許権を承継した日から起算して1年とする。ただし、甲が適当と認めるときは、これを更新することができるものとする。

3 前項の期間内にあっては、甲は、乙又は乙の指定する者以外の者に対して当該実施の許諾を行わないものとする。

4 前3項の規定は、実用新案及び意匠について準用する。

第10条 甲及び乙は、互いに他の当事者が規則及びこの契約書の条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定に基づき甲が契約を解除した場合には、乙は、その時までには要した試験研究費を負担するものとする。

第11条 乙は、甲に対しこの契約により金銭債務を負うこととなる場合は、法令の規定によるほか、次の各号の定めによるものとする。

(1) 乙は、履行期限までに債務を履行しないときは、延滞金として当該債務金額に対して年3パーセントの率を乗じて計算した金額を国に納付しなければならないこと。

(2) 甲は、債権の保全上必要があると認めるときは、乙の業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができること。

(3) 乙が前号に掲げる事項についての定めによらないときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。

第12条 この契約を変更する必要があるときは、甲乙協議の上変更するものとする。上記契約の締結を証するため、この証書を作成し、双方記名の上保有するものとする。この場合において、双方は、当該証書が真正であることを確認するための措置を講じるものとする。

年 月 日

甲

乙

注

1 第5条、第6条及び第9条のうち、当該受託試験研究において該当がないものは削り、以下の条項を適宜繰り上げるものとする。

2 国の機関からの委託による受託試験研究の場合は「契約書」とあるのは「協定書」と、「契約」とあるのは「協定」と、「解約」又は「解除」とあるのは「廃棄」と読み替えるものとし、第2条、第3条第2項、第4条、第9条、第10条第2項及び第11条を削り、以下の条項を繰り上げるものとする。

3 この様式により難い特別の事情があるときは、必要な変更を加えることができるものとする。

1 試験研究用資材

名 称	数 量	単 位	備 考

(注) 試験研究終了後返還を必要とするものについては、その旨を備考欄に記載するものとする。

2 試験研究用設備

名 称	型 式	仕 様	単 位	数 量	備 考

3 その他の協力

名 称	数 量	備 考

試験研究補助者

氏 名	性 別	年 齢	職 名 又 は 現 在 の 地 位	備 考

研究開発取得ロードマップ基礎資料

- 注1） 基礎資料の作成対象は、装備品等研究開発見積りを作成していない装備品等の研究開発、研究用機械器具及び施設整備とする。
- 注2） 各自衛隊等が実施する主要な直接調達品取得事業及び参考品取得事業については、以下の事項を参考に各自衛隊等から適宜情報提供を受け、ロードマップ作成の資とすること。
- 注3） 以下に示す記載事項は、研究開発事業等の種別や特性、開始時期等に応じて適宜変えるものとし、必ずしも全てを記載するものではない。

【試作に係る装備品等の研究開発についての記載事項】

- 1 研究開発名称
- 2 出口戦略（技術の適用計画）
- 3 当該年度着手の必要性
- 4 実施見積線表
- 5 研究開発全体の概要
 - ※ 研究開発の段階毎に見積もった試作内容を可能な限り図等の視覚的な表現を活用して記載
- 6 主要な研究開発目標の設定
 - ※ 設定根拠も含めて記載
- 7 評価構想の検討
- 8 官試験の試験形態
 - ※ 試験計画を分かる範囲で記載
- 9 解明すべき技術的課題
 - ※ TRLなどを用いて現状との差を具体的に記載
- 10 国内外類似装備品等との比較／諸外国との技術比較
- 11 実施上の問題点及び留意事項
 - ※ 先行事業等の進捗の影響や電波使用の有無、防衛省外との事前の調整が必要な事項、国際人道法等の法適合に関する懸念、抵触の可能性のある知的財産の有無などを記載
- 12 リスク低減の検討
 - ※ 概算要求前年度にあっては記載
- 13 企業の提案意思確認状況
- 14 運用実証型研究とする理由
 - ※ 運用実証型研究とする場合は記載
- 15 ブロック化開発とする理由
 - ※ ブロック化開発とする場合は記載

別冊（１件１葉）

- 1 分類、新規継続の別、項目名
- 2 要求元、担当室
- 3 目的、必要性
- 4 主要な性能・諸元
- 5 構想図
- 6 計画線表及び経費

【試作に係る装備品等の研究開発以外の装備品等の研究、研究用機械器具及び施設整備等についての記載事項】

（１件１葉）

- 1 事業名称（分類、新規継続の別、項目名等）
- 2 担当部署等
- 3 目的（必要性）
- 4 達成目標等
- 5 構想図等
- 6 計画線表及び経費
- 7 その他の事項

装備品等研究開発見積依頼

- 1 研究開発名称
- 2 必要性
 - (1) 研究開発目的
 - (2) 運用構想
 - (3) 装備構想
 - ・ 装備を必要とする時期
 - ・ 装備数量
 - ・ 装備部隊等
- 3 要求事項
 - (1) 要求性能
 - ※ 原則として、付紙を参考に3段階のランク（A、A－、B）も記載
 - (2) 研究開発完了希望時期
 - ※ 原則として、技術試験完了希望時期、実用試験完了予定時期及び部隊への配備予定時期を区別し明記
 - (3) 期待する量産単価
 - ※ 積算の前提となる数量を明記した上で、具体的な金額を記載
- 4 ライフサイクルコスト抑制のための考慮事項
 - ※ 装備品等の開発、調達、補給及び管理に要する費用の抑制を図る上で考慮する必要がある事項を努めて具体的に記載
- 5 その他必要な事項
 - (1) 実用性の評価その他の各自衛隊等が行う試験に関する計画
 - ※ 作成時点で明確化することができる場合に、見積れる範囲内で、試験項目、試験方法、試験期間、試験経費等の所要事項（告示の要否及び周辺地域に被害が生じるおそれ等の見積りを含む。）を記載
 - (2) ブロック化開発とする理由、ブロック化開発（構成される一連の開発事業）の概要及び各段階での運用構想・装備構想等の必要な事項
 - ※ 各自衛隊等提案のブロック化開発とする場合は記載
 - ※ 作成時点で明確化することができない事項は除き、見積もることができる範囲内で記載
 - (3) 装備品等研究開発見積りの受領希望時期
 - ※ 長官官房装備官等と事前に調整の上、実現可能な時期を記載

参考事項

1 必要性の根拠

- (1) 運用構想
- (2) 装備構想
- (3) 既存装備品等への影響分析
- (4) 代替手段との比較

2 要求事項の根拠

- (1) 要求性能の軍事的合理性及び補足事項
- (2) 研究開発完了希望時期の根拠
- (3) 期待する量産単価の根拠

別記様式第4（第5第7項及び第8項関係）

関連する装備品等
研究開発見積依頼
年 月 日

装備品等研究開発見積り

【複数の装備品等の研究又は開発から構成される研究開発プログラムについての記載事項】

※ ブロック化開発の場合は、構成される一連の開発事業全体（プログラム）の内容を本記載事項で作成し、個別の開発事業の内容についてもそれぞれ以下の装備品等の開発についての記載事項で作成

1 研究開発プログラム名称

※ 複数の研究開発事業からなるプログラムとしての名称を記載

2 研究開発プログラム目的

※ 複数の研究開発事業からなるプログラムの目的を記載

3 実施見積り

(1) 主な目標性能

※ プログラムを構成する個別の研究開発事業毎の主要な目標性能を記載

(2) 完了予定年度

※ プログラムを構成する個別の研究開発事業毎の完了予定年度を記載

(3) 実施線表

※ プログラムを構成する個別の研究開発事業毎の実施線表を記載

(4) 見積量産単価

※ 個別の研究開発事業終了後に装備化が予定されている場合は、個別事業毎に記載

4 ライフサイクルコスト抑制のための考慮事項

※ プログラムとして実施することでライフサイクルコストの抑制に寄与する場合は記載

5 その他必要な事項

(1) 試験に関する事項

※ 個別の研究開発事業毎に特に記載すべき事項（告示の要否及び周辺地域に被害が生じるおそれ等）を記載

(2) ブロック化開発とする理由、ブロック化開発（構成される一連の開発事業）の概要及び各段階での運用構想・装備構想等の必要な事項

※ ブロック化開発とする場合は記載

※ 作成時点で明確化することができない事項は除き、見積もるこ

とができる範囲内で記載

【装備品等の研究についての記載事項】

1 研究名称

※ 原則として、装備品等研究開発見積依頼中の名称を使用

2 研究目的

3 成果を評価すべき時点（評価時点）

4 実施見積り

(1) 研究目標

※ 原則として、付紙を参考に3段階のランク（A、A－、B）も記載

(2) 研究完了予定年度

(3) 実施線表

5 その他必要な事項

(1) 試験に関する計画

※ 試験項目、試験方法等の所要事項（告示の要否及び周辺地域に被害が生じるおそれ等の見積りを含む。）を記載

(2) 運用実証型研究とする理由、じ後の計画（成果の反映）、各自衛隊等が行う運用上の試験評価に関する計画（試験項目、試験方法、評価方法等の所要事項）、運用実証のための配備及び配備後の試験的な使用に係る支援、運用評価後の試作品等の改善及び技術上の試験評価等の内容等

※ 運用実証型研究とする場合は記載

※ 作成時点で明確化することができない事項は除き、見積もることが出来る範囲内で記載

参考事項

1 技術的必要性

(1) 技術の重要度

(2) 技術の優位性

(3) 技術的課題の妥当性

(4) 防衛省において研究を実施する必要性

(5) 当該年度実施理由

2 実施見積りの補足説明

(1) 研究目標達成のための解決すべき技術的課題

(2) 研究目標達成ための手段

(3) 実施線表

3 研究実施上の留意事項

【装備品等の開発についての記載事項】

1 開発名称

※ 原則として、装備品等研究開発見積依頼中の名称を使用

2 開発目的

3 成果を評価すべき時点（評価時点）

4 実施見積り

(1) 目標性能

※ 原則として、付紙を参考に3段階のランク（A、A－、B）も記載

(2) 開発完了予定年度

(3) 実施線表

(4) 見積量産単価

5 ライフサイクルコスト抑制のための考慮事項

※ 装備品等の開発、調達、補給及び管理に要する費用の抑制を図る上で考慮する必要がある事項を努めて具体的に記載

6 その他必要な事項

(1) 試験に関する計画

※ 試験項目、試験方法等の所要事項（告示の要否及び周辺地域に被害が生じるおそれ等の見積りを含む。）を記載

参考事項

1 技術的必要性

(1) 技術の重要度

(2) 技術の優位性

(3) 技術的課題の妥当性

(4) 防衛省において開発を実施する必要性

(5) 当該年度実施理由

2 実施見積りの補足説明

(1) 目標性能

(2) 実施線表

(3) 見積量産単価

3 実施上の問題点及び留意事項

4 使用する工業所有権

別記様式第 5（第 5 第 1 0 項及び第 1 3 項関係）

新規／継続
関連する装備品等
研究開発見積り
年 月 日

装備品等研究開発要求

- 1 研究開発名称
- 2 必要性
 - (1) 研究開発目的
 - (2) 運用構想
 - (3) 装備構想
 - ・ 装備を必要とする時期
 - ・ 装備数量
 - ・ 装備部隊等
- 3 要求事項
 - (1) 要求性能
 - ※ 原則として、付紙を参考に 3 段階のランク（A、A－、B）も記載
 - (2) 研究開発完了希望時期
 - ※ 原則として、技術試験完了希望時期、実用試験完了予定時期及び部隊への配備予定時期を区別し明記
 - (3) 期待する量産単価
 - ※ 積算の前提となる数量を明記した上で、具体的な金額を記載
- 4 ライフサイクルコスト抑制のための考慮事項
 - ※ 装備品等の開発、調達、補給及び管理に要する費用の抑制を図る上で考慮する必要がある事項を努めて具体的に記載
- 5 その他必要な事項
 - (1) 実用性の評価その他の各自衛隊等が行う試験に関する計画
 - ※ 試験項目、試験方法、試験期間、試験経費等の所要事項（告示の要否及び周辺地域に被害が生じるおそれ等の見積りを含む。）を記載
 - (2) ブロック化開発とする理由、ブロック化開発（構成される複数の開発事業）の概要及び各段階での運用構想・装備構想等の必要な事項
 - ※ ブロック化開発とする場合は記載
 - ※ 作成時点で明確化することができない事項は除き、見積もることができる範囲内で記載

参考事項

1 必要性の根拠

- (1) 運用構想
- (2) 装備構想
- (3) 既存装備品等への影響分析
- (4) 代替手段との比較

2 要求事項の根拠

- (1) 要求性能の軍事的合理性及び補足事項
- (2) 研究開発完了希望時期の根拠
- (3) 期待する量産単価の根拠
- (4) 変更事項の根拠

装備品等研究開発要求要請

- 1 要求の要請先
 - ※ 要求の提出を要請する各自衛隊等を記載
- 2 要求を要請する理由（又は必要性）
 - ※ 要求の提出を要請する必要性について、防衛政策上、防衛力整備上又は運用上の理由を具体的に記載
- 3 要請する内容
 - ※ 要請する要求の内容を具体的に記載
- 4 要求の提出要望時期
 - ※ 要求を提出する要望時期を記載（要望がある場合は記載）
- 5 期待される効果
 - ※ 要求が提出されることにより期待される効果を具体的に記載
- 6 その他必要な事項

装備品等研究依頼

- 1 装備品等研究依頼項目
- 2 研究依頼先
- 3 研究を依頼する理由（又は必要性）
- 4 依頼する研究内容（又は技術的な説明事項）
 - ※ 実施を希望する研究内容及び技術的な説明事項並びに期待する研究成果等を努めて具体的に記載
- 5 研究成果の受領希望時期
 - ※ 段階的に成果の通知を希望する場合は、その旨記載（中間成果等）
- 6 研究成果の反映先見積り
 - ※ 研究の成果をどこに反映させるかを可能な限り具体的に記載
- 7 その他必要な事項

別記様式第8（第6第1項関係）

新規／継続
関連する装備品等
研究開発要求
年 月 日

装備品等研究開発年度業務計画

【複数の装備品等の研究又は開発から構成される研究開発プログラムについての記載事項】

※ ブロック化開発の場合は、構成される一連の開発事業全体（プログラム）の内容を本記載事項で作成し、個別の開発事業の内容についてもそれぞれ以下の装備品等の開発についての記載事項で作成

1 研究開発プログラム名称

※ 複数の研究開発事業からなるプログラムとしての名称を記載

2 研究開発プログラム目的

※ 複数の研究開発事業からなるプログラムの目的を記載

3 実施見積り

(1) 目標性能

※ プログラムを構成する個別の研究開発事業毎の主要な目標性能を記載

(2) 完了予定年度

※ プログラムを構成する個別の研究開発事業毎の完了予定年度を記載

(3) 実施線表

※ プログラムを構成する個別の研究開発事業毎の実施線表を記載

(4) 見積量産単価

※ 個別の研究開発事業終了後に装備化が予定されている場合は、個別事業毎に記載

4 ライフサイクルコスト抑制のための方策

※ プログラムとして実施することでライフサイクルコストの抑制に寄与する場合は記載

5 その他必要な事項

(1) 試験に関する事項

※ 個別の研究開発事業毎に特に記載すべき事項（告示の要否及び周辺地域に被害を生じるおそれ等）を記載

(2) ブロック化開発とする理由、ブロック化開発（構成される複数の開発事業）の概要及び各段階での運用構想・装備構想等の必要な事項

※ ブロック化開発とする場合は記載

※ 作成時点で明確化することができない事項は除き、見積もることができる範囲内で記載

【試作に係る装備品等の研究開発のうち装備品等の研究についての記載事項】

1 研究名称

※ 各自衛隊等要求事業においては、原則として、装備品等研究開発要求中の名称を使用

2 研究目的

3 成果を評価すべき時点（評価時点）

4 実施計画

(1) 研究目標

※ 原則として、付紙を参考に３段階のランク（Ａ、Ａ－、Ｂ）も記載

(2) 研究完了予定年度

5 当該年度実施計画

(1) 試作及び試験の件名

(2) 件名ごとの概要

- ・達成目標
- ・試作又は試験の内容
- ・研究経費計画
- ・組織（担当区分、担当部署、担当事項）

6 その他必要な事項

(1) 試験に関する計画

※ 試験項目、試験方法等の所要事項（告示の要否及び周辺地域に被害が生じるおそれ等の見積りを含む。）を記載

(2) 運用実証型研究とする理由、じ後の計画（成果の反映）、各自衛隊等が行う運用上の試験評価に関する計画（試験項目、試験方法、評価方法等の所要事項）、運用実証のための配備及び配備後の試験的な使用に係る支援、運用評価後の試作品等の改善及び技術上の試験評価等の内容等

※ 運用実証型研究とする場合は記載

※ 作成時点で明確化することができない事項は除き、見積もることができる範囲内で記載

参考事項

1 技術的必要性

(1) 技術の重要度

(2) 技術の優位性

(3) 技術的課題の妥当性

- (4) 防衛省において研究を実施する必要性
- 2 実施計画の補足説明
 - (1) 研究目標達成のための解明すべき技術的課題
 - (2) 研究目標達成のための手段
- 3 従来の研究経緯及び将来計画
 - (1) 経緯及び計画線表
 - (2) 試作の経緯
 - (3) 試験の経緯
- 4 研究実施上の留意事項

【装備品等の開発についての記載事項】

- 1 開発名称
 - ※ 各自衛隊等要求事業においては、原則として、装備品等研究開発要求中の名称を使用
- 2 開発目的
- 3 成果を評価すべき時点（評価時点）
- 4 実施計画
 - (1) 目標性能
 - ※ 原則として、付紙を参考に3段階のランク（A、A－、B）も記載
 - (2) 開発完了予定年度
 - (3) 見積量産単価
- 5 当該年度実施計画
 - (1) 試作及び試験の件名
 - (2) 件名ごとの概要
 - ・達成目標
 - ・設計の基本方針
 - ・試作品の方式、構成及び構造等の概要
 - ・開発経費計画
 - ・組織（担当区分、担当部署、担当事項）
- 6 その他必要な事項
 - (1) 試験に関する計画
 - ※ 試験項目、試験方法等の所要事項（告示の要否及び周辺地域に被害を生じるおそれ等の見積りを含む。）を記載

参考事項

- 1 技術的必要性
 - (1) 技術の重要度
 - (2) 技術の優位性
 - (3) 技術的課題の妥当性

- (4) 防衛省において開発を実施する必要性
- 2 実施計画の補足説明
 - (1) 目標性能
 - (2) 見積量産単価
- 3 従来の研究開発経緯及び将来計画
 - (1) 経緯及び計画線表
 - (2) 試作の経緯
 - (3) 試験の経緯
- 4 ライフサイクルコスト抑制のための方策
 - ※ 装備品等の開発、調達、補給及び管理に要する費用の抑制に寄与すると見込まれる方法並びにやむを得ない契約の分割等ライフサイクルコストに影響し得る要因及び対策を具体的に記載
- 5 実施上の問題点及び留意事項
- 6 使用する工業所有権

【試作に係る装備品等の研究開発以外の装備品等の研究、船舶設計（新造及び特別改造並びに概算要目）、研究設計（護衛艦、潜水艦、掃海艇及びその他の艦艇並びに一般）、技術調査、放射能調査、規格、研究用機械器具、施設及びその他業務管理等についての記載事項】

- ※ 以下に示す記載事項は、事業の種別や特性に応じて適宜変えるものとし、必ずしも全てを記載するものではない
- 1 事業名称（研究名称等）
- 2 目的（必要性）
- 3 経緯（従来の研究開発の成果等）
- 4 達成目標（当該年度実施内容の概要）
- 5 達成要領
 - (1) 計画線表
 - (2) 経費
 - (3) 組織（担当部署等）
- 6 その他必要な事項（実施内容詳細、経費内訳、開始・終了予定時期、グループ、実施場所等）

技術審査報告書

- 1 審査主任の所属及び官職氏名
- 2 技術審査の名称
- 3 開催年月日
- 4 開催場所
- 5 参加者（所属・氏名）
- 6 開催理由
- 7 議題
- 8 議事概要

※ 仕様の細部の概要、運用上の要求を満足しつつ予定された経費（装備品等の開発にあつてはライフサイクルコストを含む。）の範囲内で必要とする時期までに研究開発を完了する上でのリスク、リスクへの対処方針及び契約相手方との間で特に論点となった内容等について要約した概要を記載

- 9 審査結果

研究開発グループ構成

- 1 年度
- 2 対象研究開発名称
- 3 グループの名称
- 4 グループ主任
 - ※ 所属及び官職を記載
- 5 グループ副主任
 - ※ 所属及び官職を記載
- 6 グループメンバー
 - ※ 所属（民間会社等にあつては所属等）を記載
 - ※ グループメンバーのうち年度業務計画、ロードマップ基礎資料又は研究開発見積りにおける担当については、頭に◎を付けること
 - (1) 防衛装備庁内
 - (2) 防衛省内（防衛装備庁を除く。）
 - (3) 防衛省外
- 7 備考（構成理由等）

研究開発グループ会議報告書

- 1 グループ主任の所属及び官職氏名
- 2 グループの名称
- 3 開催年月日
- 4 開催場所
- 5 参加者（所属・氏名）
- 6 開催理由
- 7 議題
- 8 議事概要

※ 特に論点となった事項等について要約した内容を記載

研究開発不測事態報告

1 報告者

※ 報告者の所属及び官職氏名を記載

2 報告件名

3 関連研究開発名称

4 報告事項発生の際緯

※ 日時、場所及び関連設備等を含む内容を記載

5 報告事項の概況とその程度

※ 不具合事項等の内容と事業等への影響（見通しを含む。）を記載

※ 第一報等で不明な場合は不記載

6 所要の処置

※ 不具合事項等に対する対応及び今後必要と見込まれる処置を記載

※ 第一報等で不明な場合は不記載

7 その他参考となる事項

※ 想定される対外的な影響等を記載

別記様式第 1 3 （第 8 第 2 項及び第 4 項並びに第 9 第 2 項関係）

関連する装備品等
研究開発実施計画
年 月 日

装備品等研究開発成果等報告

【装備品等の研究の中間時点での成果についての記載事項】

※ 別紙の第 6 第 1 項の装備品等の研究における基本設計の終了時点での成果報告は、本記載事項で作成

1 研究名称

2 研究目的

3 実施状況

(1) 年度業務計画（研究目標、研究完了予定年度及び経費）の達成状況

(2) 今後の進捗見込み

(3) 実施内容及び資源配分の変更

(4) 実施上の問題点

※ 失敗事項、教訓事項、今後見込まれるリスク及びその対応策等も記載

4 自己点検による評価の結果

5 その他必要な事項

(1) 試験に関する計画

※ 試験項目、試験方法等の所要事項（告示の要否及び周辺地域に被害が生じるおそれ等の見込みを含む。）を記載

(2) 運用実証型研究とする理由

※ 運用実証型研究とする場合は記載

(3) 今後の計画（成果の反映）

※ 運用実証型研究とする場合は記載

(4) 各自衛隊等が行う運用上の試験評価に関する計画

※ 運用実証型研究とする場合に、見積れる範囲内で、試験項目、試験方法及び評価方法等の所要事項を記載

参考事項

1 防衛省において引き続き研究を実施する必要性

2 実施内容及び資源配分の変更の理由

3 予定している装備品等の開発への影響

【装備品等の研究の終了時点での成果についての記載事項】

※ 別紙の第6第1項の装備品等の研究における試験の終了時点での成果報告は、本記載事項で作成

- 1 研究名称
- 2 研究目的
- 3 実施結果
 - (1) 研究目標の達成状況
 - (2) 研究成果の装備品等の開発又は装備品等に対する適用可能性
- 4 自己点検による評価の結果
- 5 その他必要な事項

※ 成功事項、失敗事項、教訓事項、今後のリスクの見積り等

【装備品等の開発の中間時点での成果についての記載事項】

※ 別紙の第6第1項の装備品等の開発における基本設計及び試験の終了時点並びに訓令第18条第3項及び訓令第23条第2号に該当する時点での成果報告は、本記載事項で作成

- 1 開発名称
- 2 開発目的
- 3 実施状況
 - (1) 年度業務計画（目標性能、開発完了予定年度、経費及び見積量産単価）の達成状況
 - (2) 今後の進捗見積り
- (3) 周辺技術情勢との対比
- (4) 実施内容及び資源配分の変更
- (5) 実施上の問題点

※ 失敗事項や教訓事項、今後見込まれるリスク、その対応策等も記載

- 4 自己点検による評価の結果
 - 5 その他必要な事項
 - (1) 防衛装備庁及び各自衛隊等が行う試験に関する計画
- ※ 試験項目、試験方法等の所要事項（告示の要否及び周辺地域に被害が生じるおそれ等の見積りを含む。）を記載

参考事項

- 1 実施状況
 - (1) 防衛省において引き続き開発を実施する必要性
 - (2) 実施内容及び資源配分の変更の理由

【実用試験の結果についての記載事項】 ※ 各自衛隊等が作成

1 開発名称

2 開発目的

3 試験の実施結果等

※ 要求性能の達成状況

4 試験結果等を受けて量産段階で考慮すべき事項（開発段階と量産段階の形態の差異の見積り等）

5 装備品等が使用に供し得るか否か等についての意見及び装備品等の名称の案

6 その他必要な事項

事業管理報告

- 1 年度
 - 2 研究開発名称
 - 3 組織（担当区分、担当部署）
 - 4 経過、終了の別
 - 5 予算の執行状況
 - 6 研究開発の進捗状況等
- ※ 研究開発不測事態報告に記載された処置の状況等を記載
- 7 その他参考事項

要求事項のランク付けについて

装備品等研究開発見積依頼、装備品等研究開発見積り、装備品等研究開発要求及び装備品等研究開発年度業務計画等において記載される要求事項に関する３段階のランクの位置付けは、次のとおり（目標事項のランクについてもこれに準じるものとする。）。

A ： 要求達成が必須である。

文字どおり要求事項の達成が必須であり、このランクの要求事項が少しでも満足されていない場合、実用に供し得るとの結論は出せないと考えられるもの。研究開発評価において、設定根拠は重点的な評価対象となる。

A－： 要求達成が必要である。

基本的には要求事項を満足することが必要であるが、トレードオフスタディの検討を許容できると考える場合のランク

B ： 経費、技術的可能性、スケジュール等の許す範囲内で達成。

経費、技術的可能性、スケジュール等の許す範囲内で要求事項等を満足すべきものであり、年度業務計画立案等に当たり、トレードオフスタディを前提とできる場合のランク

※ 各ランクは、変更可能なものであり、適宜見直しを行い変更が行えることを前提としている。具体的には、研究開発の進捗に応じて、実施状況、情勢変化等に柔軟に対応し、必要な追加や変更等を行うことができる。